
エネファーム普及推進協議体「エネファームパートナーズ」
規 約

第 1 条 (名称等)

本協議体は任意団体であり、エネファームパートナーズと称する。

第 2 条 (目的)

本協議体は、民生分野での省エネルギーおよび CO2 削減を推進すべく、会員相互の協力により家庭用燃料電池の普及推進を行うことを目的とする。

第 3 条 (会員)

本協議体の会員は、第 2 条の目的を果たすことに賛同し入会を希望する法人および団体をもって組織する。

第 4 条 (所在地)

本協議体の所在地は、東京都港区虎ノ門一丁目 1 5 番地 1 2 号におく。

第 5 条 (活動)

本協議体は第 2 条の目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 年に 1 回程度、総会を開催する。
- (2) 本協議体の運営を目的とした運営委員会および家庭用燃料電池の普及推進の課題解決に向けた検討を行うためのワーキンググループを必要に応じ開催する。
- (3) ユーザへの情報発信や会員間での情報共有を促進するための Web サイト等を設ける。
- (4) その他、家庭用燃料電池の普及推進のために必要な活動を行う。

第 6 条 (事務局)

本協議体の事務局は、日本ガス体エネルギー普及促進協議会が務めるものとする。

第 7 条 (改訂等)

本規約に定めのない内容は会員が互譲互助の精神を持って協議の上で進めることとする。

第 8 条 (施行日)

本規約は平成 25 年 5 月 30 日から施行する。

以上